

平成29年 第8回

教育委員会臨時会会議録

とき 平成29年7月18日

品川区教育委員会

平成29年第8回教育委員会臨時会

日 時 平成29年7月18日(火) 開会：午後2時01分
閉会：午後4時13分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 鈴木 敏夫
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子

出席理事者 教 育 次 長 本城 善之
庶 務 課 長 品川 義輝
学校計画担当課長 篠田 英夫
学 務 課 長 有馬 勝
指 導 課 長 熊谷 恵子
教育総合支援センター長 大関 浩仁
品川図書館長 横山 莉美子
統括指導主事 山本 修史
統括指導主事 堀井 昭宏

事務局職員 庶 務 係 長 小林 則雄
指 導 主 事 西村 柳一郎
指 導 主 事 小林 史子
書 記 前田 隼穂
書 記 高下 聖矢

傍聴人数 19名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第 47 号議案 品川区教育委員会事務事業評価実施要領の改正について
- 第 48 号議案 幼稚園教育職員の任免等について（普通退職）
- 第 49 号議案 幼稚園教育職員の任免等について（採用）
- 第 50 号議案 区固有教員の任免等について（臨時任用）
- 協 議 事 項 平成 30 年度品川区立学校使用教科用図書について
- 報 告 事 項 1 都費教職員の任免等に関する内申について（休職）
- 報 告 事 項 2 都費教職員の任免等に関する内申について（休職）
- 報 告 事 項 3 事務局職員の任免等について
- 第 51 号議案 平成 30 年度品川区立学校使用教科用図書の採択について

平成29年第8回教育委員会臨時会

平成29年7月18日

【教育長】 ただいまから平成29年第8回教育委員会臨時会を開会いたします。

署名委員に菅谷教育長職務代理人、富尾委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

まず、本日の会議の持ち方についてですが、日程第1、第48号議案 幼稚園教育職員の任免等について（普通退職）。日程第1、第49号議案 幼稚園教育職員の任免等について（採用）。日程第1、第50号議案 区固有教員の任免等について（臨時任用）。日程第3、報告事項1 都費教職員の任免等に関する内申について（休職）。日程第3、報告事項2 都費教職員の任免等に関する内申について（休職）。日程第3、報告事項3 事務局職員の任免等について。以上の会議の持ち方についてお諮りいたします。

本件は、人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、非公開の会議といたしますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件につきましては、全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、第47号議案 品川区教育委員会事務事業評価実施要領の改正について。事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私のほうから、第47号議案 品川区教育委員会事務事業評価実施要領の改正についてご説明をいたします。

こちら、教育委員会の事務事業評価ということで、地方教育行政の組織運営に関する法律第26条に、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならないとなっております。

区では、平成20年4月より、9回の評価を行ってまいりました。この評価に当たりまして、この実施要領を作成しまして、これに準じて点検及び評価を進めてまいりました。

今回の改正でございますが、先ほど申しました地方教育行政の組織運営に関する法律による改定と、それから今回で10年目を迎えることに当たりまして、点検評価の対象事業、それから評価の基準について議案として提出をしているものでございます。

それでは、資料のほうをごらんください。資料2ページのほうをごらんいただきたいと思ひます。

変更するところにつきましては、1番の趣旨というところ、それから3番の点検・評価の対象事業と評価単位というところ、それから、ページをめくりまして、4番の評価の基準というところがございます。

まず、1番の趣旨のところでございます。こちらの地方教育行政の組織運営に関する法律26条というのが根拠となっているところがございますが、今年の4月に新教育長とな

る前は、この改定前の法律の適用となっておりましたので、その改定前の法律が1条条文がずれておりました。改定前ですと27条になっていたところを、26条というように変更をするという点が第1点目でございます。

それから第2点目、3番の点検・評価の対象事業というところでございますが、こちらの今までは教育委員会の全事業を対象としておりましたが、ほとんどの事業は定例的なものの事業が多いということで、基本的には変化のある事業を対象に評価を行っていくという方向で考えております。

その変更内容としまして、条件として4つ挙げてございます。1番、新規事業のもの、それから2番で規模を拡大した事業、3番としまして今後の事業継続をするに当たり工夫が必要だと思われる事業、4番目としましては教育委員が必要と認める事業という形で、対象事業を全事業から、この4つの条件に該当する事業に絞っていきたいというふうに考えております。

それから、ページをおめくりいただきまして、評価の基準というところでございますが、こちら、新旧でそろえてございます。資料を3ページおめくりいただきますと、表面が現行の改正前の評価基準、裏面が今回の改正に当たっての変更点ということで赤字で示してあるかというふうに思います。

改正前変更につきましては、評価基準、必要性、代替性、効率性という3つの評価基準のもと、総合評価という形で出しております。これを、現行ある代替性のところ、それから必要性のところを変更したいと考えております。この必要性につきましては、継続性という形にしまして、その事業が継続する必要があるかというところでの評価とさせていただきますと考えております。それから、代替性というところですけども、これは区が行うのではなく、他の組織等で行うことができないかということで評価をしていましたが、これについては効果性という形で、この事業の効果はどれぐらいあるのかというところで評価をしたいと考えております。それから、効率性につきましては、現行どおり評価のほうを続けていくように考えてございます。

変更点につきましては以上です。

全体の説明としては、これで終了させていただきます。よろしくご審議をお願いします。

【教育長】 説明が終わりました。

これまで、全ての項目において評価してきた部分を絞り込んでいくというのが大筋の方向かというふうに捉えております。

では、委員の皆様の方から、質疑があればお願いしたいと思います。

はい、どうぞ、鈴木委員。

【鈴木委員】 この評価対象が絞られることによって、大体何割ぐらいになるかというのは予想立てていらっしゃいますか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 これは、まだはっきりとはしていないんですが、全体事業としましては、125事業ございます。その中で絞っていくとなると、おおむね10から20ぐらいではないかというふうに予想のほうはしてございます。まだ、もう少し評価のほう、この内容に沿って評価していくことによって数字が少し変わるかもしれませんが、おおむねそのように考えてございます。

【教育長】 よろしいですか。

ほかにいかがでしょう。菅谷職務代理。

【菅谷教育長職務代理者】 それに関連するんですけど、評価事業、細かく見ていくには、今までのところは10年間やってきたということで、全体像は見えるかもしれないけど、細かく評価していくというのは、時間と労力のことを考えると、やっぱりいい改革だなと思っている。

この実施要領の3のところの(1)の4の最後のところに、教育委員が必要と認める事業と、これがあることが少し歯どめになっているなという感じはするんです。だけど、これ、いつ何時、この事業は評価に値するよというふうに私どもが言う場面が、どのところでセッティングされているのかなと、そこだけお聞きしたい。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 こちらは、次回教育委員会のほうで、この事務事業評価のほうの対象事業のほうを絞っていきたいというふうに考えておりますので、その時点でご意見等を伺えればと考えております。

【教育長】 そこで委員の皆様が、今年度の事業で、これはどうかなと思っているところが教育委員会事務局から出される絞り込んだ対象事業にならなかった場合には、意見をぜひ述べていただきたいということになろうかと思えます。

そのほか、いかがでしょうか。鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 評価基準が必要性から継続性変わる、1つ。それから、代替性が効果性変わる。この2つが評価基準でもって変わると思いますが、もう少し具体的に言うと、何がどう違うのかなというのが、変わることによって。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 まず、必要性が継続性に変わるというところについてですが、こちらについては、大きくは、大きな趣旨としてはそれほど変わらないかなというふうには思いません。ただ、これを公表するということになると、どれだけわかりやすい言葉を使ったほうがいいのかという点が一番大きな点でございます。必要性というところでは、この事業が必要かどうかというところの判定はしているかというふうに思います。

今回、事業は必要であればこそ継続をしていくというような趣旨からしても、必要性というような表現よりは、継続性という形で来年も続けていきますよというような表現のほうが、公表するに当たってはわかりやすいのかなという点で変えているものでございます。

それから、2つ目の代替性につきましては、こちらのほうはやっぱり始めた当時というところが、委託をしていく、行政がやらなくても民間のできることは委託をしていくというような部分がすごく強かった時代かというふうに思います。そういう点で、代替性というような評価をしてございましたが、この事業全体の評価をするに当たって、代替性という要素がどこまで必要なかというところを見ると、委託という形をすごく視野に置いた評価というふうになっておりますので、そうではなく、全体的な評価の基準として、この事業の効果はどうあったんだというほうが、これも公表するに当たっては、見る方にわかりやすい表現になっているのではないかと、ところで、変更等をしてございます。

以上でございます。

【教育長】 いかがですか。

【鈴木委員】 後のほうはわかったけど、最初のほうはわかったような、わからないような。

【教育長】 なるほど。この継続性と必要性のところは、表現としても、継続が必要とされている事業かというようなことで、両方が加味されている状況はあるのかなという感じはありますね。必要かどうかというところ、特に継続という部分を中心に見ていくんだという形でしょうね。

庶務課長。

【庶務課長】 1点目の必要性のところは、内容自体は大きく評価する点としては、大きくは変わらないと。よりわかりやすい表現で変えているというところというふうにお考えいただければと思います。

【教育長】 必要と継続、どっちがわかりやすいかというのは、また個人の判断にもよるところかもしれませんが。代替性を効果性に変えるというところは、いずれにしても効果検証なんでしょうけれども、結果を代替的な部分だけで判断するのではなくて、もっと総合的に効果として見ていこうよというようなところも、ここでは考えられているのかなというふうに思います。

どうぞ、職務代理。

【菅谷教育長職務代理者】 これはあまりにも私見過ぎて申しわけないんだけど、相当練られて基準をつくられたと思うんです。使っている言葉はいろんな言葉があるんだけど、教育委員会の事業としてもう1つ言われているのは、必要だからやるというのは当然ですよ。それと同時に、やるからには効果を上げないと意味がないとよく言われますね。お金を使っているわけですから。だから、この何とか性、何とか性の順番を変えられないかなというのが1つある。

必要性があるからやっているというのは、非常に大きいと僕は思うんです。だから、継続性のところに、必要性を加味した継続性ですよと、今、ご説明があったから、そのとおりだと思うんですが、その次に考えるのは効率性かなという感じがしますね。いわゆる成果があったかどうかというのは、事業に対する評価で一番大きいと思います。

教育長が指導課長のときによく言っていたのは、成果基盤型だとはっきりとおっしゃった。そのことを考えると、効果性というのは一番大きいかな。けども、うまくやっていないよというところが真ん中の効率性の問題であろうというふうに考えていくときに、効率性と効果性を逆にしたら、少しおさまりがいいのかなという感じはするんですけども、これは全くの個人的な意見で、相当な論議を踏まえながらつくられてきたところに対して申しわけないんだけど、そんなことをちょっと感じました。

【教育長】 この評価基準については、順序性は、事務局としては特に考えていますか。

庶務課長。

【庶務課長】 やはり、最後に来るのは効果というところで、どのくらいの効果があるんだということを見ているのかなと思います。効率性というのは、あくまで、その事業の中の評価をする一環ということではないかなというふうに思いまして、最終的に、この事業のよい、悪いを出すというところでは効果というのが大きいのかなというふうに、事務局としては考えたというところがございます。

【教育長】 特にこだわっているわけではないのね。

評価が3つつながりますと、診断的評価があつて、形成的評価があつて、総括的評価が最後に来るといふような昔からの評価法もございますので、その辺、今日の教育委員の意見を踏まえて、内容的な部分ではないと思ひますので、また事務局のほうで検討して、この経過が変わるようであれば、教育委員会に報告していただきたいなというふうに思ひますが、職務代理、それでよろしいですか。

お二人の委員の方はいかがですか。

【富尾委員】 大丈夫です。

【教育長】 特にございませんでしょうか。

それでは、品川区教育委員会事務事業評価実施要領の改正につきまして採決したいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。本件は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第2、協議事項、平成30年度品川区立学校使用教科用図書について、事務局の説明をお願いいたします。

支援センター長。

【教育総合支援センター長】 それでは、平成30年度品川区立学校使用教科用図書についてご協議いただきたい点が2点ございます。

まず1点目は、ただいま机の上に配付させていただいております小学校及び義務教育学校前期課程で次年度より使用できる特別の教科 道徳の教科用教科書でございます。8社ございます。内容につきまして、後ほど担当指導主事よりご説明いたしますので、ご協議いただければと思ひます。

2点目は、特別支援学級で9条本、一般の図書を教科用図書に変えて使用することができるという制度でございます。その一般図書につきまして、今回、3冊ほど、内容が適切であるかご協議いただきたい点がございます。

以上、2点につきまして、本日も協議をいただきたいと思ひます。

それでは、担当指導主事より特別の教科 道徳についてご説明いたします。

【教育長】 これまでのところで、何かご質問ありますか。よろしいですか。

では続けてお願いをします。

指導主事。

【教育総合支援センター指導主事】 特別の教科 道徳の教科書についてご説明いたします。

品川区立学校では、独自教科である市民科の授業において、現在使用している市民科の教科書に基づき、5つのステップに沿って授業を展開する中で、特別の道徳の教科書をあわせて使用いたします。調査研究会では、このことを踏まえながら、教材の示し方や日常生活への発展、体験的な学習への配慮に着目して、各社の特徴を分析いたしました。

なお、特別の教科 道徳の内容は、主として、自分自身に関することなど、4つの視点に分類された19から22の項目が2学年ごとに示されております。

それでは、一覧表、1、内容、内容のわかりやすさへの配慮をごらんください。

ここでは、教科書、A社、B社、G社、3年生の緑色の附箋をお開きください。緑色の附箋、A社、B社、G社、3年生のあたりになります。ここでは、教材名の前に、どのような内容が記載されているか調査しました。

A社からF社は、内容項目の4つの視点を示すマークを表示しているほか、例えばA社は思いやりの心など、学習のテーマが明記されており、B社は主題名である新しい命などに加えて、導入発問例、あらすじ、主な登場人物が明記されています。一方、G社は、あなたと私など、視点を示す言葉とマークのみの表示となっています。

学習のテーマや発問例が明記されていると、道徳の狙いを意識した授業がしやすい一方、市民科の教科書とあわせて使うときには、市民科の狙いとずれが生じる場合もあります。

なお、D社以外は視点をあらわすマークと色が一致しておりますが、D社は学習時期によって色を変えています。

次に、2、構成と分量（1）内容の配列の仕方、系統性や発展への配慮です。ここでは、主に日常生活への発展と織り込みページについて調査しました。

教科書がA社、3年生、B社、別冊、オレンジ色の附箋をお開きください。あわせてC社、D社、3年生、オレンジ色の附箋をお開きください。A、B、C、Dの3年生になります。

A社は、教材の終わりで、黄色いココロンのキャラクターが2つの考えるポイントを示し、あなたがこれから毎日の生活の中で自分で気をつけようと考えていることにはどんなことがありますかなどの問いかけで、普段の生活への発展を促しています。B社は、別冊で道徳の内容項目ごとに普段の生活につながる発問や活動を示しています。C社は、教材の終わりに学習の手引きのコーナーがあり、5つ程度の問いかけを示して、普段の生活への発展を促しています。また、A社の巻末には、日本の豊かな四季などテーマごとにまとめた折り込みの資料があります。A社の折り込みページをごらんください。教科書の巻末にございます。資料をまとめたページとしては、ほかにはD社が巻末に付録のページを設けております。オレンジ色の附箋のページです。

なお、F社の巻末の折り込みのページには、年間35時間分の学習状況を書き込むようなページが設けられております。F社の巻末の折り込みをごらんください。

それでは次に、一覧表2、構成と分量（2）全体の構成とその見通しに対する配慮をごらんください。ここでは、各単元の構成と年間を通しての見通しについて調査しました。

各社ともに、各単元の構成は、読み物教材を中心として構成されています。年間を通しての見通しについて、E社、F社、H社のピンクの附箋をお開きください。E社、F社は、視覚的に捉えやすい図やイラストなどを用い、E社は4ページ、F社は8ページに渡って示しています。ピンクの附箋から続きのページに続いております。H社は写真入りのページに続いて、2ページにわたって文章の説明があり、読み込んで内容を理解するようになっています。

続いて、2、構成と分量（3）各領域の分量に対する配慮です。E社、F社、6年生、水色の附箋をお開きください。

E社、F社は、学校、学級の状況に応じて入れかえることのできる教材が設定されており、全体的に教材数が多くなっています。また、こちらのページのように、情報モラルな

ど現代的な課題について扱っている教材が1から6年生の合計でE社は85、D社は65となっており、とりわけ充実させております。

それでは、一覧表を1枚おめくりいただき、4、学習活動（2）道徳的習慣や道徳的行動に関する体験的な学習や問題解決的な学習に対する配慮をごらんください。ここでは、体験的な学習について説明いたします。教科書は、A社、C社、G社、3年生、赤色の附箋をお開きください。

各社ともに、一部の教材で役割演技などを取り入れた体験的な学習を促す記述を入れたりしていますが、A社、C社、G社は、各学年で計画的に取り組めるよう、A社、出会う、触れ合う、C社はスキル、G社はやってみようで、1つから3つの教材を示す配慮がされています。目次にも明記をされている内容になります。

続いて、5、造本（1）全ての子供たちが見やすい配慮については、各社とも色覚特性への配慮があります。なお、D社は全体的に文字が小さく、7以下のフォントを使った教材があります。

5、造本（2）の製本については、大きさのほか、別冊の有無に大きな違いがあり、D社、H社の別冊には記入欄が多く設けられています。B社の別冊は、本冊が読み物教材となっており、活動編となっているのが特徴です。B社の別冊は活動となっていますので、考えよう、見つめようといった発問なども載っております。

次に、6、地域性では、オリンピック・パラリンピックに関連する教材について調べました。B社、F社、G社、6年生の教科書、黄色の附箋をお開きください。

このようなオリンピック・パラリンピックに関連する教材がB社、F社、H社は全学年に掲載されています。また、全学年で合計の教材数が、D社が11、F社が10、G社が10となっています。A社、B社は3つの学年の掲載で、合計の教材数も4となっており、違いがあります。

最後に、総合所見です。各社の特徴を端的にまとめました。

A社は、1、2年は単元の初め、3から5年目は単元の最後にココロンが狙いをナビゲートしており、伝えたいことを端的に示しています。B社は、読み物編と活動編が別冊になっていることで、言語活動や体験学習が豊富に示されています。C社は、スキルの単元を設けてモラルスキルトレーニングを取り入れ、具体的な体験を通して道徳的な習慣や行動が見につけられるようになっています。D社は、1年間で4つの学習のまとまりに分けていること、読み進めた最後に単元の狙いが出てくるのが特徴です。D社は、導入の発問例、考えてみよう、見つめよう、生かそうという3つの発問や学習の流れが掲載されており、授業の流れをつくりやすくなっております。F社は、授業の導入で子供自身に問いを持たせ、自主的に考えることを促し、各教材下部に、共感や気づき、考えるためのポイントなどが掲載されています。G社は、内容項目名や主題名を教材に提示せず、子供の自発的な問題意識を大切に構成され、記入欄も教材に即して設けられています。H社は、本冊に議論を活発にする学習要素の多い教材を掲載し、別冊に書くことを通して自問と内省へ導くことが特徴です。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしく申し上げます。

【教育長】 説明が終わりました。これから質疑、ご意見等をいただいきたいなというふうに思います。

まず、事務局に対して、今の説明で、まだもうちょっとこういうところを聞きたいとか、この辺はどうなのかという部分があったら、質問ということで挙手をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

職務代理、どうぞ。

【菅谷教育長職務代理者】 ちょっとお願いしたいんですが、この教科書、全部年間34から35時間というところで間違いがないかということが1点です。全体の年間の指導計画が、総時間数。それに対して、市民科、私どものやっている市民科で、こういうものを使った市民科、どのぐらいの時間を基本的に考えているか。その差について教えてください。

【教育長】 指導主事。

【教育総合支援センター指導主事】 特別な教科 道徳は、年間35時間の授業時間数を基本につくられておりますので、教科書のほうもそのようになっております。

品川区においては、市民科の中で扱うということで、各学年によって105時間から120時間の時間の中に適宜こちらの教科書を活用した時間を設けていくというようなことで、とりわけ35時間を必ずその中に道徳として位置づけるというわけではありません。

【教育長】 今の道徳の時数は、1年生は34でいいですね。34と35と、職務代理のおっしゃられたとおりですね。市民科のほうは105から120ということでよろしいですか。

ほかに質問、まずこれを聞いておきたいというようなところはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと情報が非常に多いので、また委員の皆様方もたくさん目を通していただいたので、かなり内容が錯綜する部分も、私もちょっと心配なんですけれども、なるべく整理していきたいなと思っております。どなたからでも結構です。質問でも、それからご意見でも構いませんので、ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。富尾委員から鈴木委員というふうにしましょう。富尾委員、お願いします。

【富尾委員】 別冊のあるものとないものとあると思うんですけれども、その別冊について、子供たちがなくしたりだとかそういったことも含めて、あるいは先生の教える立場として、何か話し合いとか、そういったことはありましたでしょうか。

【教育長】 別冊に関しては、以前の教科書採択でも話題になったことがありましたね。実際に、この資料を作成していただいた検討委員会等でも、現場の教員が入って、そこでさまざまな意見交換をされていたのではないかなと思います。今の富尾委員の意見に関して、情報が出ていたら教えてください。

センター長。

【教育総合支援センター長】 市民科の教科書の、もともと品川区としてつくったものがございまして、それとこちらの特別の教科 道徳の教科書、さらに別冊合わせて3冊を子供たちが、別冊がある場合には用意する必要があり、当然自宅に持ち帰って学んだり、その3冊をまた持ってきて、1年生が例えば机の上に3冊置くというところで、非常にそういう部分の使い方の指導については配慮が要するのではないかという意見も、実際の教える立場の教員の中からは、そういった声もございました。

【教育長】 センター長、それは冊数の話ですけれども、別冊の内容的な部分では、何

か委員会の中で話題になったことはありますか。

指導主事。

【教育総合支援センター指導主事】 市民科では、体験を通して学ぶということを授業の中心に据えておりますので、あまり記入の欄が多いと記入に時間をとられてしまうというようなところで、あるいは別冊については全てを記入するというようなことで使い切ることが難しいだろうというような意見が出ておりました。

【教育長】 私たちは、古い人間は、与えられたものは全部最後まできれいに使わなきゃいけないという固定観念に縛られている部分がありますので、今はそうでもないですね。富尾委員、いかがですか、先ほどの質問。

【富尾委員】 確かに、記入するという点に関していうと、言葉で説明することが大切、道徳を勉強するに当たって、言葉で説明することを目的としているわけではなくて、みずから考えるということが大事なのかなというふうにも思うので、必ずしも書くということが必要というわけではないのかなというふうに思います。

【教育長】 特に、小学生の低学年は、書くことだけで授業の時間を結構使ってしまう部分がありますので、考えさせるための学びと、どうバランスとるかというのが難しいところかもしれません。一応、別冊が用意されているのは、B社とEとH、その3社ということでしょうか。

それでは、鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】 本の重さなんですけれども、3冊となるということなんですけど、重い、軽いというのは判断要素の1つに入るのでか。

それから、フォントが小さいというのは、小さくすれば軽くなると思うんだけど、その辺の兼ね合いというのは、どういう意見がありますか。

【教育長】 なるほど。重さとフォント。場合によっては、A B判ですとかA判ですとかB判、その判も影響してくるかもしれませんね。その辺は、事務局のほうから何か情報提供ございますか。

指導主事。

【教育総合支援センター指導主事】 特に重さによって使いやすさが大きく変わるといような意見はありませんでしたが、やはり持って読むということであったり、家に持ち帰るといようなことを考えたときには、あまり重たくないほうがいいのかというような感覚の意見が出ておりました。

【教育長】 ほかの教科書と一緒に持ち帰るといことを考えると、極端に何キロもあるというものではありませんので。ただ、さっきちょっと鈴木委員が言われた、フォントについては、低学年の子供たちなどに使うといことを考えると、ある程度発達段階に合わせた設定が必要になってくるのかなと思うんですけども。先ほど、フォントが小さいとい説明がありましたが、その辺については、検討委員会の中で話題になりましたか。

指導主事。

【教育総合支援センター指導主事】 やはり、フォントが小さいものについては、少し読みづらいなといような意見は出ておりました。フォントだけではなくて、行間ですとか余白とか、そういったところでも見やすさは変わってくるというようなところなんですけど、そういったところで、どこがとりわけといことはありませんが、やはり判が小さ

くなると、その分行間や余白、それからフォントの文字自体が小さくなる傾向はありました。

【教育長】 そうですね。これは形式的な話で恐縮なんですけれども、B5判でもって同じ内容を提示しようと思えば、当然フォントが小さくなっていく、もしくはページ数を厚くしなくてはならないという状況が出てきます。この中でB5判を採用しているのは、本紙としてはD社ということですね。D社も、文字が小さいフォントが使われているページもあるということですね。

鈴木先生、よろしいでしょうか。

【鈴木委員】 はい。

【教育長】 ほかにどうでしょうか。海沼委員、どうぞ。

【海沼委員】 教材名の前に導入が書かれているものがございますよね。そして、やはり子供たちに先に目標先を教えてしまっているみたいな形で、子供たちには自分で考えることが道德ということで必要なのかなと思うので、あまり初めから書いてあると、答えが先に出ちゃっているのかな、どうしなきゃいけないのかなということが、やっぱり子供たちは考えることが必要なのかなと。答えは1つじゃないと思うんです、道德というものは。

【教育長】 先ほどの説明の1番の(2)の内容のわかりやすさへの配慮のところ、それがあったと思うんです。国語の読解教材ということであれば、ある程度内容を理解して進んでいくというのも1つありなのかもしれませんが、こういった道德の教材としてはどうなんだというところですね。なかなか微妙な、一長一短があるのかなというふうには思いますけれども、海沼委員の意見を伺って、どうですか、ほかの委員の皆さんは。職務代理、いかがですか。

【菅谷教育長職務代理者】 多分、うちの教育委員会のように、市民科をやっているところとそうでないところの採択の観点が違ってくると思います。何もなければ、どれが道德に一番使いやすいかという話になると思うんです。私どもは、それはあるけども、市民科というのをやっているんだから、市民科の中での使い道、それが一番いいのというのを見ていくと、ちょっと違ってくるかなと。

だから、海沼委員の言ったように、初めからというのは、道德の中ではあるかもしれない。市民科というのは、市民科の中の単元構成で、35よりも多く、120まで、それをこなしていこうという発想ですから、この教科書だけで終わらせないところがあるんです。当然、この教科書を使う前の段階というのは必ずあると思うんです。ステップ1、ステップ2、ステップ3、ステップ4、ステップ5まである中の、多分、僕はステップ2だと思うんです。その全段階をきちんと先生が指導していかないと、ここに入っていないなど。

そう考えていった場合の視点と、それからそれがなくて34か35回、年間通していく先生、その先生にとっての教科書という意味では、やっぱり違ってくるかなという感じがすごくします。極端なことを言えば、極論すれば、あんまり数が、中身が多くないほうがいいなど。というのは、市民科で用意しているものがいっぱいある。だから、これは、そのプラスアルファですから、あまり多くないほうがいいなど。

それからもう1つ、どう見ても、この教科書がいいとか悪いという発想じゃないんですけれども、何か文書として書いてあるものを読み取っていることが道德になるかなと思われちゃうなという感じがするんです。ほんとうはそうじゃないんだと思うんです。教

えるべきものがきちんとある。それに対して、どういう手段を使っていこうというのは、先生がいろいろやるんだと。だから、特別の教科になったものですから、教科書の意味合いが、今までの読み物読本から変わってきています。このノートから変わってきていると。だけど、教科書で教えるんですけど、教科書そのものを教えるわけではないんですね。それのところで行くと、選択するものの考え方が出てくるかなと思います。

ただ、あまり決めつけちゃった形でなっているものは、逆に言うと、市民科では使えない。道徳の教科として一生懸命つくられたのを、そのものを選んでしまうと、私どもがやろうとしている市民科としてはきついという感じもするんですね。

【教育長】 なるほどね。やはり品川の特異性みたいなのところが出てくるのかもしれないね。市民科自体が、ステップ1からステップ5でモチベーションをもって価値観に気づいて、やり方を学んで、実際にやってみて評価していくという、1つのサイクルができていますから。そのステップ2のところを使う道徳のこういった教科書として、そこにまたいろいろなサイクルが組み込まれてしまう教材だと二重サイクルになってしまって、子供たちの学びが混乱する可能性があるだろうと。教員のほうで、内容を絞り込んでそこで提示できればいいんですけども、そういったできるような教員だけとは限らない現状が、今、本区でもありますので、そういった点を考えていく必要はあるでしょう。非常に今日の採択の根本的な話にかかわってくるものと考えます。

そうやってみると、つくりとしては、これから目指す道徳として実践的な部分をどうつなげるかとか、まさに私たちが市民科でやってきているツールをどう利用するかとか、スキルトレーニングをどう入れるかというのが取り入れられている教科書は、これからの方向を見ているんですけども、逆に混乱を招いてしまう可能性もあるということですね。

また、どちらかという、そういうのがあまりないラフな教材を提示されているほうが、市民科としては使いやすい可能性もあるという。ここがなかなか難しいところかもしれないですね。

それ以外でも結構ですが、まだ、こういうことはどうだということがあれば、ぜひご意見を出していただければと思います。

富尾委員。

【富尾委員】 今のお話に関連するようですけども、市民科とあわせて学習を進めるに当たって、楽なということはあれなんですけれども、道徳の授業と市民科と合わせて授業を進めやすい云々というのは、今お聞きしてもいいですか。

【教育長】 検討委員会とかの状況であれば。

【富尾委員】 検討委員会などでお話があるなら教えてください。

【教育長】 その辺は、どんな協議になっていますでしょうか、検討委員会の中でも、指導主事。

【教育総合支援センター指導主事】 検討委員会では、1つ、道徳の狙いが示されていると、それを使いたい市民科の狙いもありますので、一致しているときには非常に使いやすいだろうと。ただ、全てが一致するというわけでは、今、ないので、そういったところで使いにくい教材も増えてくるだろうというような意見は出ていました。

【教育長】 大きな単元の狙いに組み込みたい、私たちとしてはね。そういうところが、やはり難しいところになってくるんでしょうね。富尾委員、いかがですか、今のお話。

【富尾委員】　　そうですね。

【教育長】　　それは、具体的に、この評価基準でいうとどこにあらわれてきていますか、今のは。

指導主事。

【教育総合支援センター指導主事】　　一覧表のほうでは、1の内容のわかりやすさへの配慮のところで、教材名の前に示されているかどうかということが、まとめて示しております。

【教育長】　　ここであまり細かいガイドが入ってくると、さっきの話につながっていくというようなところがあるということで、委員の皆様にも見ていただけるといいかなと思います。どちらかという、シンプルなほうがいいのではないかどうかという判断になりますね。

そのほか、いかがでしょうか。職務代理、どうぞ。

【菅谷教育長職務代理者】　　2部冊になっているB社とEとHですか、この3つの中で、やっぱりBが1番ちょっと独特だなという感じがするんです。これは、読み物とかそういうのと分れていますよね。どういうふうにするかという、使い方の中で考えたときに、多分、このB社は、読み物を読ませて、読み取って、何かにやっていくという形がちょっととりにくいかなという感じがしました。

というのは、例えば1年生から見ればわかると思うんですけど、すごく簡単なものからだんだんと難しくなっていくんです。言葉の関係もありますから、発達段階に応じていきますので。けども、どうやってやるかという、活動面で見ますと、これは読み物に入っている配列のものが活動の配列とは全く違うんです。

【教育長】　　1対1対応にしていないということですよ。

【菅谷教育長職務代理者】　　だから、具体的にどっちでやるのかな。例えば、この活動の一番最初、何やるかという、ここに書いてありますように、6番と18番なんですよ、題材が書いてある。だから、6番と18番を読んで、そこのところに書いてある回答をしていかないといけないわけなので。

【教育長】　　これを有効に活用することはできないということになるわけですね。

【菅谷教育長職務代理者】　　時間が相当。1年生です、これ。1年生、どこをあけるまでが時間かかるじゃないですか。読み取るでしょう。読み取って、その中身について、どうしたんでしょうかとか、どんなことを思ったんでしょうかと聞くわけですよ。それをまとめていかないと、先へ行かないわけでしょう。ということを見ると、この2枚にした意味合いがちょっとわかりにくいなど。

こちらのほうのEと、これはノートですよ。いわゆる活動じゃなくてノート。Hと。これは、今度逆に、読み取ったことを書かせるんですよ、こういう中で。

【教育長】　　原稿用紙みたいですね。

【菅谷教育長職務代理者】　　Hは原稿用紙になっています。これだけ書かせて、書くだけで終わらないのかな。読んで自分で考えたことを書くでしょう。小学校の1年生、2年生で、そんなに書く力って、どうですか。授業を進めていくだけの力はあるかな。逆にいうと、道徳の時間って、先生のお話を聞いたりとか、何かビデオ見たりとか、そういう活動があるからおもしろいなという感想を持っている子供たちが多いいんじゃないかな。い

わゆる書かせ立ててしまう道徳になっちゃうと、おもしろくなくなってくるんじゃないかなという感じがするんですよ。

だから、二分冊の机上が煩雑になってしまうということだけじゃなくて、私はちょっとその辺を考えたときに、子供の負担を考えたときに、市民科という中で押さえなきゃいけないとすれば、あくまでも市民科の中で道徳をちゃんときちんと扱っている。そのために、この教科書を選んだというふうな形で、私は持っていきたいなという感じがするんです。

一生懸命お考えになって教科書をつくられているから、そこだけ見れば間違いなくそれはいいです。だけど、比較してみると、どうしてもそこに差が出てきているなという感じは、非常に強く感じました。特に今回は、道徳の教科書って初めておつくりになっているから、道徳が読み物になっちゃっていると。そののところに、私は自分で道徳やってきた人間でもあるから、つまらなさ、市民科でもっとおもしろいものをやりなさいよと言っている人間としては、ちょっとつまらない、物足りないなという感じがしました。

私見ばかり言って申しわけありません。

【教育長】 実際に携わってこられた経験者としての貴重なご意見、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。地域性の評価基準のところ、オリンピック・パラリンピックに関する教材というのが1つありましたよね。本区では、実際にオリンピック種目は2種目実施されるということで、かなり力を入れて、今、3年後を目指しているところなんですけれども、タイムリーさということもあって、やはりこのオリンピック・パラリンピックに関する教材というのが豊富にあるというのは、僕は1つの観点になるかなというふうに思うんですね。区でも、独自の教材をつくってはいるんですけれども、こういった題材を利用して子供たちに考えて行動させるということ、オリンピック・パラリンピック教育の理念に乗っかっていくことも考えると、ここでの材料も豊富にあったほうがいいのではないかなと。そうすると、これはちょっと数目の部分で恐縮なんですけれども、例えばD社が教材11ありますよ、FとGは10ありますよ。こういう豊富な教材を用意されているほうが、4つぐらいしかありません。AとEというところよりは、品川の今の流れに合致してくるかなと思うんですけども、どうですか。

【菅谷教育長職務代理者】 いいと思いますね。

【教育長】 さて、大分協議は進めてきましたが、これは8社ありますので、数が多いので、もしできれば、これぐらいのところ、先生方のほうで、特に委員の方の意見がなければ、絞り込んでいって、その中で最終的に決定していこうかと。

そんなような形で、今の段階で、皆さんがこれとこれがいいんじゃないか、あるいはこれとこれとこれは候補でいいんじゃないかなと思うところを挙げていただいて、その会社に絞って、もう1回内容等を確認していくというようなやり方をさせていただいてもよろしいでしょうか。よろしいですか。わかりました。

それでは、これまでの話をもとにして、職務代理のほうから。

【菅谷教育長職務代理者】 それじゃ、私のほうから、皆様方、ご自分のご意見で、私に縛られないでほしいと。

【教育長】 個人の意見ですからね。

【菅谷教育長職務代理者】 やっぱり二分冊のところは、まず私は捨てます。

あと考えていったときに、市民科の中でやる、やると私たちは言っていますが、目次を見ていただくといいと思うんですが、一番最初私が指導主事に聞いたんですが、道徳の時間って小学校1年生が34時間、あと35ですよ。35という数が提案してあると、1回1つやらなきゃいけないということになりますよね。皆さん真面目ですから、当然そうですね。ほんとうにそれだけきちんとできるかというところに、現場にいるときのつらさを感じるんです。そうすると、少ないのがいいんじゃないかと。極端なことを申し上げてね。中身は少ない。単元の数をそうやって提示しているのが少ないから、2回やってもいいよ。例えば運動会やったときに、運動会という具体的な事実を使いながら、やっぱり道徳ってやるべきじゃないでしょうか。そうじゃなくて、運動会は運動会、教科書の単元に加わるからこれをやるというのは、道徳教育はそうじゃないと思うんです。そう考えたときに、ページだとか単元の考え方、少ないほうが、僕はいいなと。それから、全体の総数が少ないほうがいいなという感じもしますね。

そうすると、一番軽いところがいいんじゃないかと。変な言い方だけど。そうすると、私は、少ない意味という意味で、CとDとGかな。Gというのは判が大きいんですよ。判が大きいけど、書いてあることは少ない。これは魅力的ですね、逆に。頭の中のことで書けないから、余白の部分がよくあるなと思って。品川区は市民科ということをやっていると。そうならば、なるべく少ないもの。そうしていくと、CとDとGかな。この3つの中から選ぶとやりやすいなという感じはします。

【教育長】 なるほど。単に重さだけではないということですね。内容を考えて、最終的にはそういうところだということですね。

鈴木委員はいかががございましょう。

【鈴木委員】 私は、形式的に別冊であるかどうかということと、それから文字が小さ過ぎるということを消すと、AとCとGが残るんですけど。

【教育長】 AとCとG、消去法ですね。

【鈴木委員】 消去法で。積極的選択というよりか。

【教育長】 A、C、Gあたりを候補として考えたいということによろしいですか。

それでは富尾委員はいかががでしょうか。

【富尾委員】 私は、自分でいろいろ読ませていただいて、ご意見などを伺いまして、最終的に私はCとDとF。

【教育長】 CとDとF、はい。何かコメントはございますか。

【富尾委員】 1つ1つの内容を見た場合に、よさそうかなというのとか、あと、挿絵だったりだとかということを考えて、1つ1つ細かく見ていくと、その本というか、教科書の中にも、ここはいいなと思うけど、ここはどうかなみたいなこともあったりして、そういう割合から考えて、そんなふうに判断しました。

【教育長】 なるほどね。挿絵というのは、あまり話題でこれまで出てきていませんでした。ありがとうございます。CとDとFですね、はい。

海沼委員はいかががでしょうか。

【海沼委員】 私は、鈴木委員と同じような感じなんですけども、AとCとGがいいかなと思ったんですけども。フォントのこととか、別冊の件とか、あと導入部分のこととか考えますと、やはりA、C、Gがいいかなと思ったところなんです。

【教育長】 なるほど。最後、私ですけれども、私は、CかFかGがいいのではないかなというふうに思います。

これまでの話の中で、一番市民科とのかかわりでということを考えてところが大きい要素になります。あとは、僕は今品川にとってということでオリンピック・パラリンピックとの関連性とか、そういったところを重視して考えていくと、C、F、Gあたりかなというふうに思いました。

皆さんのほうで、今、いろいろ出していただいた中で、どの委員からもいただいていたのはCですね。それから次に、4人の委員からいただいていたのがGですね。あと、AとDとFがあるんですが、これはお2人からの委員の皆様からということで、CとGを推す意見が多いという状況が見られますので、この2つに絞り込んで最終的にその中から決定するというふうにしていければと思いますが、いかがでしょうか。特にご異議ございませんか。

それでは、この8社の中で、CとG、この2つの会社に絞り込んで、この後の採択に向けて、もうひとふんばり詰めていければなというふうに考えております。

先ほど、消去法という話がちょっと出ておりましたけれども、C社もG社も、それぞれ皆さんが選んでいただいている中ですから、どちらも、おそらく市民科とのマッチングですとか使い勝手等も消去法に乗らなかったということで確立されてきている部分ではないかなと思いますが、2社選ぶわけにはまいりませんので、どちらかに絞り込んでいかなくてはならないという状況がございます。実際に、このCもGも選んでいないですという方もいらっしゃるんですけれども、このCとGの中で考えたらどうだろうなという、今度は2つの中の比較対称的なご意見をちょっとお聞かせいただけるとありがたいなというふうに思います。職務代理からでよろしいですか、また。

【菅谷教育長職務代理者】 どこでもいいんですけど、CとGを並べてみますと、最初のところが違うんです。さっき、指導主事のほうで話があったように、Gの教科書だけ一番最初のところに、どの単元でもいいです、ここで何をやるかというところが書いていないんですよ。

【教育長】 さっき話題になっていましたね。

【菅谷教育長職務代理者】 なりましたね。Cはすごく丁寧ですね、書いてある。そのところを、どっちをとるかだと思っんです。これ、今、2つのうちどっちをとるかなれば、大きな違いは、僕はそこだと思っっているんです。この表題の出し方についての考え方が、Gの会社とCの違っている。

Cは、はっきりと、こういうことをしようということ。単元の中のことで、いわゆる価値観の入った言葉を単元の名前にしているんです。変な言い方なんですけど、価値観の入った言葉というので。例えば、家族大好きって、これ、価値でしょう。家族が好きですよという意味合いを。ところが、このG社は、例えば、僕は給食当番。これ、価値入っていないですよ。そこだよ。それのところと、それから家族についてなら家族について、こうあらねばならぬということが、Cはちゃんと書いてある。ちゃんと書いてあるから、それに縛られちゃうという意味が出てくる。ところが、Gのほうは書いていないから、読み取りながら、先生がいろんなことをそこに加えていける。そうすると、市民科のほうでやる場合には、市民科では意図的にやります。Cよりももっと意図的にやります、具体的

なことが出てきていると。でも、それは、1つの、3時間とか4時間の構成の中でやっているものですから、真ん中で、2のところを使う、ステップ2で使うとすれば、これだけ見るとGのほうがやりやすい。そういうふうに、私は感じています。

【教育長】 なるほど。なかなか微妙なところかもしれませんが、鈴木委員はどうでしょう。特にCとGに関連して。

【鈴木委員】 CとGとの選択の中では、あんまり先に、こうだよというのがあると、子供にとってみると、圧迫感みたいなものが。

【教育長】 今の菅谷委員と同じような感じですか。

【鈴木委員】 だから、やっぱりのびのびと、主題とは違うような考えを持つ子もいるだろうし、そうしたら、そこからやっぱり議論していかないと、初めから結論ありきというのは、ちょっとどうだろうかというので、Gのほうがいいと思います。逆だと思わずよね。Cのほうは、冒頭前にいろんな価値観を問題提起としてはすごい入りやすいのかもしれないけど、ただ、これが1回、2回ならいいけれど、毎回、こうあらねばならぬ…となると。

【教育長】 1話完結になっているということですね、そこで。なるほど。

富尾委員は、いかがですか。

【富尾委員】 菅谷先生の話聞いて、Gの教科書を広げたときに一番最初に写真がばんとあって。いっぱい余白があるというか、それから写真からいろいろ考えることがあるななんていうふうに思うと。私は、最初、先ほどのときは、Gは申し上げていなかったんですが、Gがいいのかなって思いました。

【教育長】 そういう意味ではね。ただ、先ほどはGを挙げられていらっしやいませんでしたから、Cは挙げてらっしやいましたからね。

【富尾委員】 そうなんですよね。Cは、わかりやすいというか。

【教育長】 そうですね、ガイドをされていますよね。

【菅谷教育長職務代理者】 何をやるかはっきりしているというね。逆に言うと、はっきりし過ぎているかというところもあるよね。

【教育長】 まだ市民科をやっていないところで、もしかして、これをやろうと思えば、それに近い形で進めていける可能性はあるかもしれないということですよ。

【富尾委員】 そして、いろいろな先生がいらっしやるので、同じようにといたしますか、同じように目指しているようなところでいいのかなというところもあります。

【教育長】 海沼委員はいかがですか。

【海沼委員】 最終的に、今、比べて見ていまして、富尾委員じゃないですけども、絵というか、挿絵といいますか、このGのほうはすごい子供たちが興味を持つのかなというふうに見えました。

【教育長】 なるほど。どちらかという、Cのほうは、この表紙にもあらわれているように、昔ながらの学校のイメージがあるのかもしれないですね。

【海沼委員】 単元数ではCのほうもちょっと少ないのでいいのかなとは、初め思ったんですけど。

【教育長】 私は、このCというのは、例えば3年生のCでも、やってみようというページが単元の終わりにありますよね、幾つか。これは、いわゆるスキルアップのためのス

キルトレーニングのようなページの役割を果たしているんですね。さっきから皆さんのほうで話が出ているように、まずしっかりと目的をもたせて学ばせてスキルトレーニングをして実践化につなげていこうよという、まさに市民科で考えているのと同じようなサイクルが、もう教科書自体でつくられているという雰囲気があり、かなり完成されたものかなというふうには思います。

ただ、私たちが市民科として使っていくときには、菅谷職務代理が言われたように、両方の部分がバッティングする可能性が高いかなという感じはありますね。

G社のほうは、教材として、これまでの中でも出てきたように、ある程度乗っかっていけるかなと。力がある教員であれば、このC社の内容も十分自分でそしゃくして子供たちにフィードはできるかもしれないけども、やはり今、若い教員が増えている中で、すぽんとそこに当てはめられる内容のほうが、つまりG社のほうが今回はいいのかもしれないですね。そのような気がいたしますが、ほかに委員の皆様の方から、このC、Gに関して、こういうようなことはどうかというのがまだ出てきていないような意見があるようでしたら、お願いしたいと思います。

よろしいですか。

今、CとG、2つに絞り込んだ中でお話を伺った感じでは、いずれの委員の方も、G社、最初にG社を挙げていらっしゃらなかった富尾委員も、G社をとというようなお話もございましたので、これは特に決をとるとかということではなく、委員の総意として、今回はG社を選択していくというような方向が出るような感じなんですけれども、いかがでしょうか。特にご異議ないようであれば、一応これで協議は終わりということにして、この後、各委員の皆様にも、最終的にどの教科書を推すかご発言をいただくようにしたいと思います。

それでは、菅谷職務代理からお願いいたします。

【菅谷教育長職務代理者】 ささまざまな教科書で勉強させていただきました。道徳の教科書であると同時に、市民科にも使えるものであるということで、G社を推したいと思えます。

【教育長】 ありがとうございます。鈴木委員、いかがでしょうか。

【鈴木委員】 子供の自発的な意識を問題にしたほうがいいという感じがありますから、G社を推すようにお願いします。

【教育長】 ありがとうございます。富尾委員、いかがですか。

【富尾委員】 私も、子供の感性を豊かに育てるということで、余白の部分の多いものも市民科の中で使いやすいというのもあって、G社がいいかなと思います。

【教育長】 わかりました、ありがとうございます。海沼委員、いかがでしょうか。

【海沼委員】 子供たちの見やすさと、それからあと、自分で考えやすいのかなと思っ

て、G社のほうがいいかなと思っただけなんですけれども。
【教育長】 ありがとうございます。私のほうも、委員の皆様と同じように、さまざまな教員が今増えている品川にとっては、G社の教科書がいいのではないかなというふうに思います。

G社を、皆様方、推していただいた状況がございますので、このG社に仮決定することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、道徳の教科書はG社に仮決定いたします。

続いて、特別支援学級用教科用図書について説明をお願いいたします。教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 机上のほうの道徳を、今、片づけながら、特別支援学級の教科用図書の一般図書でございますが、見本本をお示ししたいと思います。

そもそも、本区では、特別支援学級におきましても、原則といたしましては通常の学級と同じ教科書を使用しておりますが、ただし、子供たちの実態に即して一般図書の中から教科用図書として申請することができるという一般図書につきまして、リストを設けて、その中から、そのときの子供の実態に応じて各特別支援学級設置法は申請をすることが可能となっております。

今回は、そのリストに一般図書のうち3種類の図書につきまして、とても知的障害のある子供たちにとって、教科書として使用しやすいという意見のものが3冊ございましたので、これはどの会社から選ぶということではなくて、この内容が子供たち、知的障害の特別支援学級において許可して活用するに当たって適切であるかどうかという観点からご協議いただいて、選べる図書一覧に加えていいものかどうかという部分をお諮りするものでございます。

それでは、特別支援教育の担当指導主事よりご説明いたします。

【教育長】 指導主事。

【教育総合支援センター指導主事】 私からは、平成30年度使用特別支援学級用教科用図書の選定について報告いたします。

品川区立学校使用教科用図書に関する要領では、特別支援学級用教科用図書は、原則として当該採択地区の小中学校及び義務教育学校の通常の学級で使用する教科書と同じ教科書を使用するものとしています。

しかし、特別支援学級の児童生徒の実態に応じ、特別の教育課程を編成した場合、または当該学年で使用する教科書が適当でない場合、毎年度採択がえを行うことができ、本区においては使用できる教科用図書を品川区立特別支援学級使用教科用図書一覧表としてまとめております。

今年度も、30年度使用版を作成することを目的として、特別支援教育に関する専門性を有する校長等から構成される選定委員により、6月20日、23日の計2回、調査をしました結果、今年度は新規にご審議いただきたい一般図書が生活科で1点、技術家庭科の技術分野で1点、家庭分野で1点、合計3点ございました。

それでは、ご審議いただく一般図書について、調査の結果をご報告いたします。

初めに、生活科、「絵でわかるこどものせいかつずかん①みのまわりのきほん」合同出版社の図書について説明いたします。

まず、内容についてです。赤い附箋、6、7ページをごらんください。本図書は、動作や作業についてカラーイラストが多く使用されており、知的障害のある小学校低学年の児童が内容を正しく理解できるよう十分な配慮がされています。

次に、構成と分量についてです。青い附箋、目次のページをごらんください。本図書は、朝起きてから寝るまでの主に家の中での生活習慣に関する動作が順序よく配列されており、

1日の生活習慣が身につくようになっております。

最後に、表記や表現についてですが、本部の文字は全て平仮名で記述されており、知的障害を有する児童本人が読みやすいよう配慮されています。緑の附箋、36、37ページをごらんください。服を着がえる等の学習においては、方法や手順、注意点等について、イラストと文章でわかりやすく説明しており、知的障害のある児童が図書を見ながら動作や作業ができるよう配慮されています。

以上のように、本書は知的障害のある児童の実態への配慮及び生活年齢への考慮を両立している点がすぐれています。ご審議をよろしく申し上げます。

【教育長】 説明が終わりました。ただいまの説明に対して、質疑、ご意見はございませんでしょうか。

職務代理、どうぞ。

【菅谷教育長職務代理者】 今までの一覧の表の中にもあると思うんですよ。一番気になっているのは、絵でわかるこういうものは非常にいいものだと思います。タイトルのところに、①なんですか、これ。見てみますと、④まであるんです。その中で、今回、わざと①を選んだのかなという意図も見えますんですけど、もしよければ、④まで、これから以降、検討される分も出てくるのかなという気はするんですが、ただ、生活に関するものって非常に今まで多いから、これ以上増やしても比較しにくいなという部分もあるんです。でも、これは中身を見たら、非常にわかりやすい。できていますよね。その辺のところは、採択というか、検討された先生方の中でのご意見はいかがでしたでしょうか。

【教育長】 指導主事。

【教育総合支援センター指導主事】 検討した先生方の中では、①から④、全て使いやすいという意見が出ておりました。ただ、今回、①に関しましては、一般の教科書の生活科の中では家庭生活について触れている部分が少ないということで、これを今回希望図書に入れたいということです。

【教育長】 よろしいですか。

ほかの方はいかがでしょうか。

追加して、よりよい教材を身近に置いて学んでいくという、そのためにまたさまざまな教材を研究した上で、これが上がってきているという経緯を考えると、なかなか当区に合ったことを、指導が展開していただけるのではないかなという感じがいたしますが。

特にならなければ、特別支援学級使用教科用図書の追加申請についても、仮決定することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、特別支援学級使用教科用図書の追加申請について仮決定いたします。

指導主事。

【教育総合支援センター指導主事】 では、続きまして2点目の教科書に移らせていただきます。

次に、技術家庭科の技術分野、「夢を育む技術、職業—未来に向かって」開隆堂出版の図書について説明いたします。

初めに、内容についてです。赤い附箋の目次をごらんください。本図書は、木工、調理、

清掃、園芸、事務の5つの作業種に関する道具や機器、材料の扱い方について詳しく触れており、知的障害のある生徒の高等部への進学や就労を見据えた内容となっています。

次に、青い附箋、パンを焼こうの題材の18、19ページをごらんください。この題材にありますように、作業手順が写真によって細かく示されており、知的障害のある生徒が1つ1つの工程を確認しながら作業を行えるよう配慮されています。

次に、構成と分量についてです。緑の附箋のページをごらんください。本図書の題材は、見開きページを基本に全て4ページで構成されており、生徒が無理なく学習を進められるよう配慮されています。また、各題材の導入部分については、写真やイラストを配置しており、生徒がこの学習で何を学ぶのか、学習のイメージを持つことができるようにしております。

最後に、表記や表現についてですが、オレンジの附箋のページをごらんください。本図書では、注意マークを設けることによって作業を上手に進めるために注意するポイントが知的障害のある生徒にとってわかりやすく示されています。

以上のように、本書は、知的障害のある生徒の実態への配慮及び進路や就労を見据えた内容である点がすぐれています。ご審議をよろしく申し上げます。

【教育長】 こちらの教科書については、同じような形で家庭科の教科書もあるようですので、あわせて説明していただけますか。

指導主事。

【教育総合支援センター指導主事】 では、続きまして、技術家庭科の家庭分野、「共に生きる家庭科―自立を目指して」開隆堂出版の図書について説明いたします。

初めに、内容についてです。赤い附箋の目次をごらんください。本図書は、特に衣食の部分で具体的な内容を取り扱うことによって、日常生活との関連を持たせ、知的障害のある生徒が生活面での自立を図れるよう配慮されています。

次に、青い附箋、カレーライスをつくろうの題材の50、51ページをごらんください。このように、作業を行う題材では、手順を追ってイラストや写真が示されており、生徒にとってわかりやすいつくりとなっております。

次に、緑の附箋、自分の将来を考えようの題材の62、63ページをごらんください。この題材では、キャリアマップの作成や自分の将来について発表する活動を通して、生徒が社会的自立に向けた学習ができるようになっています。

最後に、構成と分量及び表記と表現の特徴につきましては、先ほどの技術分野の教科書と同様となります。

以上のように、本書は、知的障害のある生徒の実態への配慮及び生活面での自立を図る内容である点がすぐれています。ご審議をよろしく申し上げます。

【教育長】 こちらのほうは、中学、義務学後期等で使える教科書という形になろうかと思いますが、委員の皆様の方で、ご質疑ありましたらお願いしたいと思います。

富尾委員、どうぞ。

【富尾委員】 技術の教科書に関しては、今まで採用されているのが少ないということなんですよね。ですので、幅が広がるというのがいいことかなと思ったんですが、先ほどご説明いただいた青い附箋のところで、600ワットで30秒間とか、そういう電子レンジの細かい数値に関して、子供たちが混乱してしまったりというようなことがあるかなと

思ったので、書いてあるものをそのまま受け取ってしまうような子たちが多いのかなと思うので、この辺は丁寧に指導していく必要はあるんじゃないかなと思いました。

【教育長】 なるほど。本区でもさまざまな子供たちの就学相談に当たられている経験を生かしていただいてご発言いただいたかなというふうに推察申し上げますが、事務局のほうから何かありますか。

指導主事。

【教育総合支援センター指導主事】 実際に、授業のときは大変注意していかなくてはならないんですが、子供たち、生徒は、実際にレンジなどの作業を行いながらこの教科書を使うという形になります。

また、一般の技術の教科書ですと、もっとたくさんの情報量が実は出ておまして、こちらの特別支援学級用の図書に関しましては、情報をかなり絞った扱いとなっており、使いやすいという意見がありました。

以上です。

【教育長】 なるほど。いかがでしょうか。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、こちらの特別支援学級使用教科用図書の追加申請についても仮決定することといたしますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、特別支援学級使用教科用図書の追加申請について仮決定いたします。

これで、道徳と特別支援学級使用教科用図書の仮採択が終了いたしました。これから本採択に移りたいと思いますが、これまでの状況を踏まえ、事務局で資料作成の準備等はいかがでしょうか。

センター長。

【教育総合支援センター長】 それでは、ただいま仮採択いただきました情報をもとに資料作成させていただく時間を少々いただければと思います。

【教育長】 それでは、次の、平成30年度品川区立学校使用教科用図書の採択についての審議に入る前に、資料の準備が整うまで、10分間ぐらいでいいでしょうか、大丈夫ですか。ちょっと中途半端になってしまいますが、10分間、会議を暫時休憩といたします。

そうしますと、再開の時刻ですが、休憩後の会議再開時刻は3時50分からということでお願いします。

(10分間休憩)

再開してよろしいですか。

それでは、会議を再開いたします。

資料の準備が整ったようですので、平成30年度品川区立学校使用教科用図書の採択について審議を行いたいと思います。

日程第4、第51号議案 平成30年度品川区立学校使用教科用図書の採択について、

平成30年度品川区立学校使用教科用図書について、本採択の審議を行います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、審議を行うことといたします。

それでは、説明をお願いいたします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 ただいまお手元にA4、2枚、ステープラーどめした資料のほうを配付させていただきました。1枚目が議案の内容でございます。1枚おめくりいただきますと、具体的に書いてあるとおりでございますが、読み上げさせていただきます。

平成30年度品川区立学校使用教科用図書については、次のとおりとする。

1、小学校、義務教育学校前期課程特別の教科 道徳につきましては、G社の教科書、その他特別支援学級につきましては平成26年第6回臨時会第35号議案にて採択した教科用図書に加えて技術家庭科「夢を育む技術、職業—未来に向かって」開隆堂出版、同じく技術家庭科「共に生きる家庭科—自立を目指して」同じく開隆堂出版、生活科、「絵でわかるこどものせかいずかん①みのまわりのきほん」合同出版を使用することとする。

以上、2点につきましてよろしくをお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。

採択に当たり、何かご質疑はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 採択いたしますが、ご異論ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

【教育長】 採択いたします。本件は、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

センター長。

【教育総合支援センター長】 それでは、G社につきまして、ただいまご採択いただきましたので、出版社名をご説明いたします。学研教育みらいでございます。

以上です。

【教育長】 説明ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。そのほかありますか。

学務課長。

【学務課長】 それでは、私のほうから、大井ふ頭で確認されたヒアリの件についてご報告をしたいと思います。

これまでの確認状況でございますけれども、まず、7月3日でございます。コンテナ業者が大井ふ頭に返却されたコンテナの点検作業中に、内部でアリの1匹発見したということでございます。コンテナ業者が応急駆除をいたしまして、アリのサンプルを採取いたしました。翌7月4日、東京都がそのアリのサンプルを環境省関東地方関東事務所のほうに持ち込みをいたしました。7月6日、専門機関により当該のアリが特定外来生物であるヒ

アリであるということを確認いたしました。7日になりますけれども、環境省、それから国土交通省及び東京都が合同で大井ふ頭の緊急調査を実施いたしました。

その結果、当初発見したコンテナの中から新たに100匹以上のヒアリが確認されたということでございます。そのヒアリにつきましては、殺虫剤により駆除をしたということです。

週が変わりまして12日の水曜日になりますけれども、コンテナ周辺の再検査をまた実施いたしました。そうしたところ、コンテナの内部のほうから、床下の中というようなことを聞いておりますけれども、またさらに新たに100匹のヒアリの固体、さなぎ、幼虫等が発見されたということです。ただし、そこには女王アリは発見はされておられませんということです。

そのコンテナを基本的にはビニールシートで覆って薬剤でいぶす処理をしたということと同時に、周辺に毒餌を仕掛けたということでございます。

区の対応でございますけれども、まず、環境課のほうといたしましては、これは窓口が環境課になっておりますけれども、すぐ6日に区のホームページ、あるいはフェイスブック等で周知を図っているところです。それから大井ふ頭のコンテナ周辺の事業者のところにも個別訪問して注意喚起を実施しております。それから、引き続き国や東京都と連携を図って情報の共有を図っているということでございます。

教育委員会といたしましては、まず、この7月7日に見つかった翌日朝でございますけれども、まず第一報ということで小中学校、義務教育学校、幼稚園のほうに注意喚起の一報を入れたところです。その後、同じ日に、環境課を持っております都市環境部長、それから危機管理担当部長名で注意喚起の文書が出ましたので、それもあわせて学校、義務教育学校、幼稚園のほうに2回目の注意喚起ということで周知をいたしました。基本的には、素手でさわったりしないようにと。見つけたらこちらのほうに、教育委員会のほうに連絡をお願いするというような対応でございました。

一番近い八潮学園につきましては、コンテナのところが一番近いということもございまして、保護者のほうに一斉メールということで、今日、児童生徒のほうにこういう指導をしたということと、家庭でも注意をしてくださいというようなメールを送っているところでございます。

それから、そのほか、都、国のほうの対応ですけれども、そのように緊急の調査を実施するとともに、東京都のほうでは、2キロ圏内の海上公園のほうには注意喚起をするというような看板を設置したということでございます。

今後につきましては、またその調査範囲を広げるかどうかの協議をしているというようなことを聞いているところでございます。

報告は以上になります。

【教育長】 学務課長からの口頭による報告がございました。何かご質問ありますか。よろしいでしょうか。もう大分いろいろなところに広がりつつある状況があるみたいですが、事故が起きないことを祈ります。

そのほか、ございますでしょうか。

担当課長。

【学校計画担当課長】 それでは、せんだっての教育委員会に報告させていただきますし

た城南小学校の改築に伴いまして特別文化財が出たことによる、発掘調査現場の展覧会の実施ということで、先週土曜日、15日に見学会が実施されましたので、ご報告をさせていただきます。

見学会のほうは、午前中10時から2時間と午後1時から2時間という形で実施をさせていただきます。来場いただきました皆さん、全部で412名の方においでいただきました。多くは地元地域の方々に、今回、特に発掘調査現場が出たのが古い校舎の遺構というのがメインでございましたので、通われていた方、校舎に通われなかった方も含めまして、地元の方によくご来場いただきまして非常に好評だったということで、報告をさせていただきます。

以上でございます。

【教育長】 報告が終わりました。何かありますか。よろしいでしょうか。

そのほかございますでしょうか。

それでは、次に、先ほど決定いたしましたとおり、非公開の会議を開きたいと思いますので、傍聴の方はご退出をお願いいたします。

(傍聴者退席)

— 了 —